

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 計量器の定期検査を実施する件 二六六
- 公金の収納の事務を委託した件 二六七
- 福島県選挙管理委員会 二六七
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 二六七

告 示

福島県告示第三百七十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	西白河郡矢吹町	検査の期日及び時間	六月一七日 午前一〇時三〇分から 午後四時まで	検査場所	矢吹町中央公民館
対象となる特定計量器	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）	六月一八日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	泉崎村農村環境改善センター		

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
同 郡中島村	同	午後一時から 午後二時まで
白河市（表郷及び東の地域）	同	六月二三日 午前一一時から 午後四時まで
同	同	六月二四日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで
西白河郡西郷村	同	午後一時三〇分から 午後四時まで
同	同	六月二五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで
白河市（大信の地域）	同	六月二六日から七月二四日まで（土曜日、日曜日及び七月二〇日を除く。）
右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	福島県計量検定所

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市（表郷、大信及び東の地域）、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村及び同郡矢吹町	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一一月一日まで（土曜日、日曜日、一〇月二日、十一月三日及び一一月二三日を除く。）

福島県告示第三百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。

平成二十七年五月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二二号）第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
新ふくしま農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地一
伊達みらい農業協同組合	伊達市保原町字七丁目三三番地三
あぶくま石川農業協同組合	石川郡石川町字当町一〇九番地八
たむら農業協同組合	田村市船引町船引字南町通一六〇番地
会津いで農業協同組合	喜多方市豊川町米室字三本杉四九八四番地一
会津みどり農業協同組合	河沼郡会津坂下町字東南町裏甲三九八五番地一
会津みなみ農業協同組合	南会津郡南会津町田島字行司七六番地
そうま農業協同組合	南相馬市鹿島区横手字川原一八五番地一
ふたば農業協同組合	双葉郡大熊町大字下野上字大野三九八番地
いわき市農業協同組合	いわき市自由ヶ丘三三九番地二

三 収納の事務を委託する期間
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

（農業経済課）

（計量検定所）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十七年五月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
医療法人社団新生会南東北新生病院	医療法人社団新生会南東北第二病院	平成二十七年四月一日